【御連絡】

別紙

電子レセプト請求が行えない保険医療機関・保険薬局が行う療養の給付費等の請求について

○　保険医療機関・保険薬局における給付費等の請求については、原則、電子レセプト請求で行うこととされておりますが、『電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合』等には、事前に審査支払機関に届け出ることで、療養の給付費等の書面による請求を行うことができることとされております。

○　一方で、保険医療機関・保険薬局は、この届出を行うに当たり、やむを得ない事情がある場合には、届出に係る療養の給付費等の請求日に当該届出を行うことができることとされており、平成28年熊本地震に係る被害については、この場合に該当いたします。

　（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）附則第４条）

○　ついては、震災による被害で、電気通信回線設備の機能に障害が生じており、電子レセプト請求が困難な場合は、別添の届出様式に必要事項を御記入いただき、療養の給付費等の書面による請求とともに、審査支払機関宛て、御提出いただくようお願いいたします。
　なお、届出内容を確認できる資料は、請求の事後の提出で問題ございません。

【連絡先】～～～～

　（必要に応じて、支部の問い合わせ先を、

ご記載ください。）